

令和元年鞍手町議会第6回定期会議録（第2号）						
	令和元年9月9日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開会開議			議長		
	令和元年9月9日 午後1時00分			星正彦		
出席及び 欠席議員	閉会開議			議長		
	令和元年9月9日 午後4時34分			星正彦		
出席 13人  欠席 0人  欠員 0人	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	添田政勝	出矢	11	西藤典子	出矢
	2	野口美恵子	出矢	12	的野信之	出矢
	3	田中二三輝	出矢	13	須山由紀生	出矢
	4	宇田川亮	出矢			
	5	新谷留晴	出矢			
	6	篠原哲哉	出矢			
	7	星正彦	出矢			
	8	有働徳仁	出矢			
	9	栗田美和	出矢			
会議録署名 議員	10	許斐英幸	出矢			
	8	有働徳仁	9	栗田美和		

職務	議会事務局長	武谷朋視	出矢	議会事務局次長	長浦良	出矢
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出矢	会計課長	櫻井順子	出矢
	教育長	栗田ゆかり	出矢	建設課長	松永憲昌	出矢
	総務課長	三戸公則	出矢	政策推進課長	藤原光徳	出矢
	福祉人権課長	石井通穂	出矢	地域振興課長	立石一夫	出矢
	税務住民課長	梶栗恭輔	出矢	上下水道課長	原敏勝	出矢
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	筒井英和	出矢	教育課長	古後憲浩	出矢
	保険健康課長	芝野英和	出矢			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

# 令和元年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

## 一般質問通告一覧表

令和元年第6回定例会

No.1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指 定者
4番 宇田川 亮	<p><b>1. 町民プールについて</b></p> <p>(1)町民プールの現状とこれまでの経緯は。</p> <p>(2)廃止ではなく、新たに屋内プールを作る考えは。</p> <p><b>2. 自治区内の街灯維持管理について</b></p> <p>(1)自治会への加入率は。</p> <p>(2)加入率減少に伴い財政にも負担がかかるが、街灯の維持管理費を町が負担または非加入者から徴収する考えは。</p>	町長 教育長 町長
3番 田中 二三輝	<p><b>1. 就任1年が経過した町政運営について</b></p> <p>(1)先の所信表明において「しがらみのない町政の実現を目指す」と言っているが、具体的にはどのような町政か。</p> <p>(2)予算に関する「なるほど！納得！町の予算」や病院の移転については一定の評価をいたしますが、その他の内容については具体的に表現されてはいるが実現に向けての実感が伴わない。実現に向けどのように進めていくのか。</p> <p>(3)町政を預かる者は「まず、人たれ」と考えるが、どのような志を持って町政に携わっているのか。</p>	町長
11番 西藤 典子	<p><b>1. 幼児教育・保育の無償化について</b></p> <p>(1)10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化の概要。</p> <p>(2)現在の（無償化前の）保育料の概要と町独自の軽減策。</p> <p>(3)無償化の対象となる施設名と対象者数。</p> <p>(4)実施のための財源の内訳と合計金額。</p> <p>　ア、令和元年度分 　イ、令和2年度以降の見込額</p> <p>(5)実施前と実施後との町財政支出の比較。</p> <p>(6)実費徴収となる給食費の徴収上の問題点。</p> <p><b>2. 高すぎる国保税の引き下げについて</b></p> <p>(1)国保税はなぜ高いのか。</p> <p>(2)子どもの均等割の減免の必要性。</p>	町長 町長
2番 野口 美恵子	<p><b>1. 引きこもり対策について</b></p> <p>(1)町内にいる引きこもりの人の数を把握しているか。</p> <p>(2)引きこもりについての相談窓口があるか。</p>	町長

10番 許斐 英幸	<p><b>1. 副町長について</b></p> <p>(1)これまで副町長が不在であった理由。 (2)副町長候補者をいつ議会に提案するのか。</p> <p><b>2. 商工業施策について</b></p> <p>(1)町内商工業の振興発展の施策をどう考えているのか。(以前から策定されている鞍手町の総合計画やマスタープラン以外の取組)</p>	町 長 町 長
13番 須山 由紀生	<p><b>1. 町立保育所統合について</b></p> <p>(1)統合の目的は。 (2)統合後のメリット・デメリットは。 (3)閉所時の定数と在籍数は。 (4)保育士及び関係職員の閉所後の処遇は。 (5)閉所後の町の負担分は。 (6)現在の待機児童は。その理由は。</p> <p><b>2. 幼児教育、保育の無償化について</b></p> <p>(1)保護者の周知は。 (2)給食費の有料化について。 (3)給食費の無料化または補助は。</p>	町 長 町 長
9番 栗田 美和	<p><b>1. 町内のため池管理について</b></p> <p>(1)町内にはため池は何か所あるのか。 (2)その所有者はどうなっているのか。 (3)管理はどうなされているのか。 (4)管理費用はどのようにになっているのか。</p> <p><b>2. ヒメボタル対策について</b></p> <p>(1)剣岳周辺のヒメボタルを今後、行政としてどのように関わっていくのか。</p>	町 長 町 長

令和元年9月9日（第2日）  
開議13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

会議に際しましてお知らせします。

本日は西川小学校より、6年生による模擬議会の授業の一環として議会の傍聴を許可していますのでお伝えしておきます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

質問に先立ちまして、今日は小学生の児童の皆さんのが来られていますので、質問、答弁ともできるだけ分かりやすい言葉で行っていただければというふうに思っています。

それでは質問に入ります。

通告に従いまして2点について質問をいたします。

まず1点目は町民プールについてです。先の8月26日に行われました臨時議会において、町長は文化、体育総合施設内北側用地に庁舎を建設することを決心したと明言されました。その提案説明の際、老朽化による漏水により町民プールを廃止する予定であるとも言われました。

今年の夏休みも子ども達が楽しく遊んでいた町内唯一の町民プールの廃止を発表する、しかも町民や議会にも何の前触れもなく庁舎建設に伴う補正予算の提案理由の1つにするというのは大変遺憾に思います。

そこでお尋ねいたしますが、町民プールの現状とこれまで解放されてきた町内のプールの経過について答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

まず、町民総合プールの現状についてお答えいたします。

令和元年度の利用者は4, 378人です。町内2, 706人、町外1, 672人。町内の子どもは2, 194人です。

利用者の傾向は、昨年に比べ8月17日以降、極端に人数が減っております。また8月11日以降の1日の利用者は50人以下となっております。特に8月27日と28日は利用者なしという状況がありました。

次に、これまでの経緯についてお答えいたします。

町民プール、いわゆる総合プールにつきましては、昭和61年の7月から開設し今年で33年が経過しております。

当初は25mの競泳プールと幼児、児童用の遊泳プールがありましたが、競泳プールが配管の漏水のため修繕に多額な費用が掛かるため平成20年より中止し、現在は幼児、児童用の遊泳プールのみを開設しております。

昨年の平成30年7月19日に遊泳プールの水槽内の水が満水状態にならないということが分かりまして、配管の漏水の可能性があるため業者に対しまして利便性を考慮いたし、7月20日の開場日を急遽閉場いたしました。同日7月20日プールの水槽内の側部の水を随時補充することで水槽内の水が満水に近い状態に保たれることが確認されましたので、翌日の7月21日より開場いたしました。

遊泳プールの閉場後、遊泳プールの状況を確認し修繕のための費用を積算いたしましたところ、漏水箇所の調査に1, 104万9千円、老朽化したプールの水槽面の床や壁の補修、プールサイド滑り台の補修や改修に1, 829万3千円が掛かることが分かりました。合計で3, 000万円の費用が掛かります。

平成30年11月に行った町の主要事業の検討協議で、遊泳プールについて協議を行いましたが結論は出ませんでした。町長の判断により平成31年、令和元年度につきましては開場するとの方向性が出されました。令和元年6月遊泳プールについて町長と協議を行った結果、今後利用者が安全に利用していただくためには補修や老朽化による修繕、改修の費用が3, 000万円以上掛かることや、今後も夏の猛暑が続くことで利用者が年々減少していくことが予想されることから、遊泳プールを廃止する方向で検討することとなりました。

社会教育委員会で総合プールの廃止に向けて現状について説明したところ、プールの廃止についてはやむを得ないだろうというご意見をいただいております。今後、教育委員会でプールの廃止について審議し、最終的には町長のご判断をいただくこととなっております。

なお、令和元年度の町民総合プールの開場につきましては、昨年と同様にプールの水槽内の不足分の水を随時補充し、水槽内が満水に近い状態に保たれるよう調整し開場いたしました。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

昨年の11月に検討して、その時は結論出ず、町長が今年度の開場については6月に安全

面を配慮してやろうということを決めたというのは私も賛成ですが、しかしながらこれまで町内のプール、以前は、私が子どものころは浮洲にプールがありまして、浮洲プールまでバスで50円ぐらいだったと思いますが行っていました。

その後、サンダースイミング等、民間のスイミングクラブもありましたし、町内にプールがないということがなかったわけです。今回町民プールを廃止するとすれば学校のプールも夏休みに以前開放していた時期もありましたが、今はしていないというふうにも聞いていますし、その点について町内のプールの開放の現状等をもう一度お答えいただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

町内のプールの現状についてご説明いたします。

町内のプールは以前木月に町立の浮洲プールと、中山に民間のサンダースイミングがございました。その他、小中学校にプールがありました。また、現在では中央公民館横に総合プールがございます。

浮洲プールにつきましては、昭和47年、1972年より平成14年、2002年まで開設しておりました。

サンダースイミングにつきましては、平成28年11月28日に営業を終了しております。

次に、小学校のプールの夏休みの開放状態についてですが、剣南小学校は平成8年12月に完成後、平成9年より使用しておりましたが、夏休みの開放につきましては、平成10年のみで、平成14年から17年までは水泳教室としてプールを利用しております。

剣北小学校は平成5年12月にプールが完成いたしまして、平成6年より平成17年まで夏休みの開放を行っております。

古月小学校は、平成8年に完成し、その後平成10年まで夏休みの開放を行っております。

新延小学校は、昭和63年9月に完成し、平成元年より平成17年まで夏休みの開放を行っております。

西川小学校は、平成6年12月にプールが完成し平成7年より平成17年まで夏休みの開放を行っております。

室木小学校につきましては、昭和61年10月に完成し、記録が少し無いのですが、少なくとも平成6年より平成17年までは夏休みの開放を行っております。

小学校4校の夏休みの開放につきましては、平成17年までとなっておりますが、これは平成17年秋に起きた小学校1年生女子児童殺人事件のことを考え、児童の安全確保のため平成18年度から夏休みのプールの開放を中止しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

小中学校のプールの開放自体も現在はできない状況です。先程言いましたようにスイミングクラブも平成28年の11月に営業を終了、総合プールにつきましても25mプールも途中からなくなつて、現在残っているのは幼児用のプールです。しかしながら今年度、先程聞きましたと4,378人の利用者がいたと。8月17日以降は利用者も減ったというふうに言わわれましたが、しかしここで幼児用のプール自体も無くしてしまうということになれば、町民の皆さんはもう町内のプールに入れない、外に出て行って保護者の方が休みを取るか、休みの日に子ども達を町外のプールに連れて行くという形しか取れないので。

私の知り合いの子どもさんはまだ小学校2年生ですが、毎日町民プールに通っていました。今年も。それがなくなるというふうになれば、これは本当に子ども達にとっても相当なマイナスになると思います。

民間のスイミングクラブもなくなり、議会に対して、その時に健康増進のためにも温水プールを設置して欲しいという請願がありました。これも可決されております。当時議員でした岡崎町長もこの請願の紹介者になっており賛成されております。

こういう時だからこそ町民プールを廃止するということではなくて、屋内プールを設置する、それに向けて早急に検討を始めると、そういう考えはありませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

宇田川議員が言われますように私事でありますが、私の娘達も子どもの頃は毎日のように町のプールに通っておりました。当時はまだ25mプールがある時代でしたけれども、やはり子ども達にとっては夏休みの楽しみの1つであったというふうに思っております。

それが25mプールもどこが漏水しているか分からないということと、プール自体が旧式でもありますので配管を調べるにしても外側をずっと掘って配管をむき出しにして調査をしないといけないということです。

今回の幼児用のプールにつきましてもどこが漏水しているか分からない中で調査をすれば1,100万円ほど掛かるということですし、またそれを補修、改修するにしても1,800万円程度掛かります。何れにしても3,000万円近くの費用を要するということです。私自身昨年の11月の概算要求の際の中ではいろいろ協議はしましたが、突然プールを閉場するということもやはり難しいということでもあり、今年についてはどういうことがあっても開場をしようということで決断をさせていただきました。

しかしながら先程も言いましたように、今後多額の費用が掛かることもあるということでもありますし、また社会教育委員の方にも議論をしていただきましたら廃止もやむなしということでもあります。

そういうことから、町内の中で幼児用とはいえプールがなくなるということは非常に残念なことではあります。しかしながら先程も利用者の人数で言いますと、ここ4年間で、今年もプール使用が終わりましたので言いますと、町内の子どもさんの利用者につきましては、

この4年間で1,700人ほど減っています。

そしてまた天候の関係を言いますと、今日もそうですが35度以上になるというような気象状況もあります。むしろ35度以上になってプールで遊ぶと言うこと自体が熱中症の恐れもありますし、危険が伴うのではないかというようなこともあります。また、子どもさんについてても、もちろんプールで遊ぶ子どもさんも多いと思いますが、夏休みも暑くなるとどうしても室内で遊ぶという傾向もあるやに聞いております。

そういうことから町としてプールの存続については教育委員会に最終的には、廃止については議論をしていただることになりますが、なかなか今後の開場については難しいのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

私も現在の幼児用プールの使用の仕方といいますかというのは聞きました。これだけ猛暑が続いて、気温も35度と猛暑日が続いたり、水温も35度になるという話も聞きました。ですから私が町長に聞いたのは、今こそ町民プールの廃止ではなくて屋内の温水プールを作るべきではないかと、それについて検討するべきではないかというふうに言っているわけです。それは民間のスイミングクラブを使用して来たお年寄りの方達の健康増進も含めてということですよ。だからそれが子ども達の楽しみにしていた幼児用のプールもなくなる、健康増進のためにプールが必要としている町民の方が使えなくなつてもう2~3年経つということであれば、これは健康増進、そして子ども達のためにも町民プールを新たに屋内プールを設置するという検討を早急に始めるべきではないかというふうに思いますがもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

昨年の12月に西藤議員の一般質問の中で、鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願の取扱いについて答弁したとおりですが、当時その質問の中で屋内プールの必要性については、その意義は認識しているというようにお答えはしていると思いますし、今もそういうふうに思っていますが、現在鞍手町には町が抱えている多額の費用を要する課題が多くあるということや、町は以前として厳しい財政状況であることありますから、屋内プールの設置よりも先に解決していくなければならない問題があるというふうに認識をしております。従って、屋内プールにつきましては西藤議員の一般質問の中でもお答えしましたとおり、私の将来の目標の1つとしてさせていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

町内のプールが全て使えなくなるということに対して、町長は危機感を持っていないと思います。

子ども達は夏休みに町民プールに通っていますが、一人でも行っている子ども達がたくさんいます。行ったら友達に会える、それが今は室内で遊ぶ傾向にあるから利用者が減っているからというような理由でただ廃止。で、いつになるか分からないプールを待っているという状況は、これは見逃してはいけないし大変大きな問題だと思います。

今、絆といいますか友達同士の関わりだとか、いろいろな文化やスポーツで子ども達の習い事だとか、なかなか休みの日に友達同士で会うということが本当に少なくなっている時期でもあります。そういった中で長い夏休み期間中に友達と会える、だから一人ででも町民プールに行こうという子どもがいるのに、それをただ廃止するという答えだけでは済まされない問題だというふうに思うのです。

将来の目標といつても、これは本当に第1の目標にしていただきたいというふうに思います。それも合わせて町民の方の健康増進も合わせて、幼児用プールだけでなく本当言ったら25mプール、競泳用のプールも小学生、中学生まで来れるプールは本当に必要ですよ。それが今度これまで幼児用のプールだけでも唯一残ったところを我慢して来たのに、それまで無くしたら、あなたたちはお家の中で遊びなさいよ、外に出たら危険ですよと言っているようなものではないですか。

ぜひ子ども達のよりどころでもある町民プールを存続というよりも、早く危険性の少ない屋内プールを設置していただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁させていただきましたように、プールについてはその必要性も認識しておりますし意義についても承知をしております。ただ、先程も言いましたように、町の財源等も厳しい状況の中ではまずは先に手を付けて行かないといけない大きな課題もあります。

そういうこととのバランスを考えながら検討していく必要があると思いますので、これは検討課題の1つとしてさせていただきます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

検討課題というのは今までとあまり変わらないということでしょう。町長にとっての考え方として意義は分かっているが、今までも意義は分かっていたし、しかし将来の目標ということで検討して行きたいというふうに先程答弁されて、今も検討しますということですから、とすればあまり変わらないのではないかですか。

もちろんいろいろな施設なり、施策なりを進めて行かないといけない町長の立場は分かります。しかし町民、子ども達にとってもプール第1、プールを設置して欲しいという要求、

あるかなしかのことで言えば第一義的なものになると思います。その辺をよく考えてやっていただきたい。

もう一つ、臨時会の時の提案理由でいきなり町民プール廃止の予定であります。もうそれは決定だったのですか。予定でありますで、庁舎を建設するときのそこのスペースに入れますと。そのための補正予算でもあったわけですよ。どういう検討をされたのか、先程の1,100万円掛かった、1,800万円掛かりますよという話も私は初めて聞いた話です。

老朽化している部分は知っていました。ですが、その辺はきっちりと丁寧に議会の方にも説明をまずしていただきましたから、庁舎の建設の提案理由の1つとしてぽんと出て来たものだから私はちょっと疑問に思ったわけです。こんな大事なことを町民プールを存続、廃止する、又は温水プール、屋内プールを作る、作らないということは前面に出して議論するべきものだと思いますが、庁舎建設の中で廃止します、予定とは言っていましたが、それはどういうことなのかなと思います。こんなに大事なことをぱっと出すというのが私はちょっと理解できなかったのですが、どういうつもりでああいう説明になったのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の答弁でもありますように昨年の11月の時期から、これは課題として上がっていましたし、予算上どういうふうにしていくかということから、町民プールについては検討していました。そして最終的には多額の費用を要するということから社会教育委員会の方でも検討いただきましたし、そういったことで最終的にはプールを廃止の方向で検討するということになっていました。そういったのがあった上で庁舎の建設に対する、そこも含めて一連のゾーンとして検討することも考えていいのではないかというようなことから、先日の臨時会での予算の計上ということになりました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

幼児用プールについては現在、今年もそうでしたが水の補充で何とか繋いできました。来年はそれだけでは駄目なんですか。存続というのはできないのですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

来年につきましても今年同様で水を補充すれば運営はできます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ幼児用プールをちょっと繋ぎでも水を補充しながらだったら使えるというのでしたら、

そこを存続しながら次の温水プール、または屋内プールに繋げていただきたい、これを要望して次の質問に移りたいと思います。

次に、自治区内の外灯維持管理についてお尋ねいたします。

いま人口減少だけではなくて、自治会の加入率が減って来ています。まずは加入率の現況と推移についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず現状をお答えいたします。

本年度4月1日現在で総世帯数7,506世帯に対しまして組加入世帯数が5,005世帯となっており、加入率は66.68%でございます。

過去5年遡りまして平成27年度の加入率は70.27、平成28年度が69.23、平成29年度が70.62、平成30年度が69.42%となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

推移については若干増減はあるみたいですが、何れにしても人口も減って来ていますし加入者数で言えばおそらく減って来ているのだろうというふうに思います。加入者の減少に伴って各自治会の財政にも負担がかかってきている状況です。今後も増えるというよりも段々減って来るのではないかというふうにも思っております。

そういう中で自治区内の外灯維持管理については、40数自治会がありますが、多くの自治会の加入者だけが負担しているというところが多い状況だと思います。今、未加入者からも維持管理を徴収している自治会もあるというふうにも聞いています。しかしそれでも100%未加入者から全部いただいている、徴収している状況ではないのではないかというふうに思うわけです。払う人もあれば私は払いませんという人も居られるのではないかと思います。

自主防災の面でも地域の絆が非常にいま重要な時です。ご近所同士でもめる原因にもなりかねません。

町自身が負担するか、若しくは未加入者から町が徴収して行く、そういうこともちょっと考えていいかないといけないのではないかというふうに思います。町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今のご質問についても総務課長の方から答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、ご質問は外灯というふうにいただいているが、町では、設置は防犯灯という形になっております。防犯灯で答弁させていただきます。

現在町内にある防犯灯につきましては、町が管理するものと自治会が管理するものとに別れます。この内、町が管理する防犯灯につきましては、主に通勤通学や区と区の繋ぎ目の区間に設置されているものが約1,000基ございます。これに対しまして自治会が管理する防犯灯は町全体で約1,900基ございまして、それぞれの自治会が独自に設置されているものとなっています。

町といたしましては、防犯対策と自治会の負担軽減を目的に防犯灯の設置及びLED化への交換や修繕に係る費用に対しましては補助金を交付しているところでございますが、それ以外の維持管理費用につきましては、それに対する町の負担につきましては、今のところ実施する予定はございません。

また、自治会非加入者から維持管理費等を徴収されている区もございますが、対象となります防犯灯が各自治会の保有する財産ということになりますので、そこにつきましては、町が介入すべきではない、それぞれの自治会で解決いただくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

だから、それでは加入している人、していない人での矛盾というか、整合性が取れないというか、そういうことになって来るわけですよ。自治会内に住んでいるけれども他の自治会に加入している方も居られますし、だけど防犯灯としては、ここでは外灯と書いていますが防犯灯という意味で言えば、町民の安全に対して貢献している明かりなわけです。そしたらその自治会の財産とはいえ、その維持管理が自治会の加入者数が段々減っていったらその維持管理さえもできない、電気代だけではない、壊れたら替えないとけないので。今LEDも10年が寿命というふうに言われていますが、大体そういう寿命が今来ているところですよ。

それを少なくなった自治会の人数の中での財政がなかなか厳しいような状況で、これからもその自治会だけで維持管理するというのもどうなのかな、もちろん町としては加入率を上げるためのチラシを作ったりだとかということはやっていますが、自治会加入してもらうことが一番ですが、なかなか役員ができないからやめますという方、何もお役に立てませんからやめますという方も沢山おられます。そういった中で外灯の維持管理を今後どうするのかというのも考えていかないといけないというふうに思うのですが、町長もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これについては、今回の質問としては防犯灯ということのテーマとしての質問ですが、これは取りも直さず地域コミュニティであったり、また自治会をどのようにして行くかというようなことに最終的には行き着くのかなというふうに思っております。今地域のコミュニティが段々と崩れかけている中で、自治会の組織率が下がっている中で今回の質問としては防犯灯の維持、またそれに対する費用をどうするかということになるのだろうと思います。

基本的には、自治会というものは独自性を担保しているものもありますし、自治会の中で自治会の問題については解決して欲しいということが基本的にはあると思います。しかしながら自治会と、又は行政とか協力しあいながら取り組む問題もありますし、行政として取り組む問題もあります。いろいろな場合に応じて役割分担、区別をしながらして行くことということも重要であるかなというふうには思っています。

何れにしても、これは鞍手町全体で考えるべきテーマでもあります。従って、先程言いましたように独自性を担保するという意味からすればなかなか区の財産である防犯灯についての費用負担まで行政が負うということはなかなか難しい状況かなというふうには思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

自治会で解決と、自治会に加入している方だけで話し合わないといけないのです。自治会に入っていない方をどう巻き込むか、それも自治会で解決しろというのですか。自治会に入っていない人は自治会ではないのです。そこをどうするかです。その人が、言い方が悪いかも知れませんが明かりの恩恵を受けている、恩恵を受けているのに何も負担をしない、ここをどうするか、そこを又自治会の中で解決と言いますが自治会の中で維持管理費をいくらかでも下さいよと、くれる人、くれない人がたくさんあって、いろいろありますそこでいざこざが起きる可能性は大です。そこを今後考えていいかないといけない。

自主防災だってそうではないですか、自主防災は町が指定する自治会内を担保しているはずです。だけど今全区に自主防災組織があります。ありますが、それは自治会内だけの防災組織じゃないですか、それ以外の人、自治会に入っていない人の災害知識、ちょっと飛びまして申し訳ないのですが、そういうことも考えないといけない。今回は防犯灯に限って質問していますが、まずは財政負担が今後厳しくなって行く上で明かりも担保できないような形になれば、町はそこでようやく腰を上げるのでしょうか、上げないのでしょうか。

あと、財政が少なくなつて、もう自治会で解決して下さいよと言うのか、どうなんですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように各自治会では様々なケースがあって、いま言われたように自治会には入っていないけれどもそこで防犯灯の料金については徴収している区もあるというふうに聞いていますし、また、入っていないけれどもそこは自治会で負担をしているところもあるように聞いています。また、入っていない人のところの防犯灯については休止をするというようなこともあるやに聞いています。そういうことから宇田川議員ではそれは安全安心の面からもどうなのかというような質問だろうというふうに思っております。

その地域は地域の問題として、自治会といえばもちろん自治会に入っている方達の事を指すわけですが、地域として捉えるならば、以前入っていた人、又は新しく入って来たけれどもそこに地域としては自治会の区域になる人、様々な場面があるとは思います。しかしながら先程も言いましたように、これは突き詰めていくとその地域のコミュニティをどう作って行くかというようなことにも最終的にはなっていこうというふうに思っています。その事につきましては、私自身も非常に今後の鞍手町の大きな課題であるというふうな認識は持っています。

ただ防犯灯の維持管理費用につきましては、今のところ町としてはなかなかここまで費用を負担するということは難しいというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。なかなか答えにくい部分とは思いますが、ただ最初に聞きました自治会の加入率全体で言えば今66%というふうに言われました。ということは町内の3分の1が自治会に入っていない、町内の3分の2の方だけで自治会内の防犯灯1,900を維持管理を行っているということです。

最後に、町長にちょっとお聞きしたいのですが、町長の個人的な見解でも結構ですが、非加入の方からその自治会がお金を維持管理費として月に何百円とか、年間何千円とかを頂こうとする時にそれは強制できますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは強制できるかどうかということですが、これは私の個人的な考えとしては、やはり強制は難しいかなというふうに思います。

自治会に加入するのも任意でもありますし、またそういったことから付けている防犯灯についてもやはり強制的に徴収するというのは難しい問題かなと。後はやはり相互の繋がりの中でぜひとも防犯灯については料金をお支払いいただきたいというようなことで、非加入の方についてもお願いをしていくというようなことにしかならないんだろうというふうに思います。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮議員の質問を終了します。

次に、3番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

町長に就任され1年を経過いたしました。今日は本年3月に述べられた所信表明について進捗状況や実現に向けた今後の取り組みといったことに関しまして、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、一般質問を行うに当たり所信表明等を再度読み返しをさせていただき、その内容は就任当初における町長の素直な気持ちや町政に対する今後の取り組み等が具体的に示されているというふうに受け取っております。

しかしながら、抽象的な発言もあっております。特に「しがらみのない町政の実現を目指す」このような発言が行われておられます、この意味合いにつきましては非常に深いものがあるというふうに思います。

そもそもこの「しがらみ」といったものにつきましては、水の流れをせき止めるがために、川の中に杭を打ち並べて、それに木の枝や竹などを横に通し水の流れを調整する、従って「引き留めるもの、まとわりつくもの、又は邪魔をするもの、関係を断つのが難しいもの」そういった意味合いがあるというふうに私は理解をしています。

この「しがらみ」のない町政を目指すというふうなことでありますが、町政全体に「しがらみ」があるのか、また更に議会に関してもこの「しがらみ」があるのかというふうにも受け止められます。

現実には、町政全体に対してこの「しがらみ」は私ではないと、もちろん議会もそういうものはないというふうに理解をしております。従って、町長の目指すこの「しがらみ」のない町政といったことを我々はどういうふうに理解したらいいのかということで今回この件につきまして具体的にどのような町政を目指されているのかお伺いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員もご存じだと思いますが、日本国憲法第15条の2に全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとの条文があります。公務員について規定をされているわけですが、当然のことながら地方公務員常勤特別職である私も含めて地方公務員である職員は、一部の人や企業に対して偏らない公平公正な町政を進めて行くということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

要するに公僕の意義に従って町政に携わるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのとおりです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

公僕の精神を中心にしてやって行かれるということで、この「しがらみ」のない町政という表現をそのようにしたというふうに理解をしておきます。

この所信表明の中で、特に先の新聞紙上等で紹介された予算に関する「わかりやすい資料」、正式には「なるほど！納得！町の予算」というのですか、アニメ化された資料を作られておられますし、くらて病院の移転等につきましては、そのスピード感に関して一定の評価をさせていただきます。

喫緊の課題として総合福祉センターの閉鎖、売却、これに関しましてもいち早く方向性を示されました。しかしながら庁舎の移転に関しては本年8月の臨時会において現計画にある移転予定地に建設することに1年もの時間を費やして決心をされました。

庁舎建設検討委員会には議会を代表して当職もその委員会の方針に深い関わりを持っております。しかしながら今回の決心に1年もの時間を費やして来られましたけれども、その決心に対し非常に安堵感をもっておりります。

そこで、臨時会の中で町長は、行政と議会が協議をしながら今後進めて行くということも言われました。当然その件についてはしっかりと私も積極的に取り組んで行かせていただきますし、今後新庁舎建設に向けては職員とともにしっかりとより良い内容の充実した協議を重ねていただきたいというふうに思っております。

さて、町長は所信では喫緊の課題以外に7つ、喫緊の課題を含めたら8つの項目を取り上げておられます。その内容につきましては非常に具体的に示されておられます。

しかしながら、現時点での取り組み、今後の方向性、残る3年間で実現をさせるためには、この項目についてはかなりのボリュームがあるのではないかというふうに議員として危惧するというか、心配をしております。従って、町長のリーダーシップや課題解決の手腕、もしくは課題達成に向けた手腕、こういうものに期待をしているところでございますが、今後この7つの項目達成に向けてどのような方針、方策等を持っておられるのか、一つ一つ答えをいただきなくて結構ですから全体的な考え方、進め方、町長が持つておられる方向性等々がありましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

予算に関する分かりやすい資料として「なるほど！納得！町の予算」の冊子や、病院の移転については評価をしていただいているということで感謝をいたします。

また、その他の内容については実現に向けて時間が伴わないがどう進めて行くかというご質問ですが、他の内容の多くは機構や組織を見直す必要があるものであったり、大きな予算を伴うためかなりの準備が必要であったり、また、住民の皆さんの合意形成を必要とするものであるものなど、かなりの時間を要するものとなっております。

現在それぞれの内容につきましては職員と協議をし、一丸となって全力で取り組んでいく所存であります。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

現時点での状況、今後それらの実現に向けての予算の確保の方向性、その方針、いろいろ難しい問題があるから現段階ではなかなか目に見えた進捗が出ていないのだと。しかしながら着実に進めていくおつもりがあるというふうに理解をさせていただきます。それらを実現させて行くために委員会を立ち上げて見たり、担当される職員の方々とプロジェクトチームを作ってみたりといったような方向性や方策等々も考えられます。そういういた考えをお持ちなのかどうかもう一度お答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘のとおり、今そういった本部機構であったり、プロジェクトチームであったり、そういった組織編成をしながら今ある課題について取り組んで行っている状況です。

以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

今後残る3年間において全力投球をされることだと思います。そこでトップダウンでなくてできればボトムアップで職員の意見をしっかりと聞きながらより良いものを作っていくといったことを心掛けていただきたいということで、そのことについては町長も議員時代を過ごされていますので当然ご理解していただいているものというふうに受け止めております。

最後の質問に入りますが、その前に町長就任後1年が経過しました。町長になられてこの1年間、町長になる前からでもけっこうですが、何か心境の変化といったものがもしあれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

通告書にない質問ですのでなかなか答えにくいものもありますし、中身についても私の心境の変化ということで、これもなかなか答えにくいところがあります。

しかし、私ながら基本となっているところは変わりませんが環境が大きく変わりました。私は議員として約20年間を過ごしてきましたし、また今回、今度は立場が変わりまして町長として1年間をいま過ごしてきています。この立場の違いというのは非常に大きなものがあります。

そういうことから基本となるところは変わりませんが、言うなれば環境の変化によって多少感じ方が変わったり、発言の内容も少し変わることが当然あるでしょう。そういうこともあるということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

非常に答えづらい質問だったと思います。ありがとうございました。

通告がない内容でございましたので、内容等々について難しかったのだろうなと思いますが答えをいただきました。

町政に携わる者は、皆が等しく「まず、人たれ」という考えがあります。私もそのように感じております。

これは地域のため、住民のために考えて行動をする、そういう人間力向上に努め努力すべきであると、志を立てることによって達成すべき目的、又は目標ができ、それらを達成するために努力して行くといった人間力向上に向けた教訓として受け止めておりますが、人間力向上に向けた努力に関し、町長も努力をされていると思います。

さらに、今この鞍手町の町政を担われている訳でございますので、町長ご自身の持たれているこの町に対する志、若しくはビジョンと言った方が分かりやすいと思いますが、どういった思いで今町長として町政に携わっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

通告書の中にありました、「まず、人間たれ」というような言葉から始まっているわけですが、なかなかこの言葉の意味が理解しづらいところもありまして、私としての受け止め方は若干違っておりましたが人間力と言うことからすれば、私にどれだけの人間力が備わっているかどうかは私自身は分かりません。ただ、僭越ながら言わせていただければ、平成11年に初めて議員として当選をさせていただいて5期20年過ごすことができました。

そしてまた、昨年の町長選挙におきましても住民の皆さんからのご支持によって今この場に立たせて答弁をさせていただいております。そういうことから、町民の方の多くがご支持をいただいたということから、私にとって人間力があるかどうかは分かりませんが、評価をいただいているということで、僭越ではありますが認識をさせていただきます。

そしてまた私の志ということは先程も言いましたように平成11年の町会議員の選挙の際にある私の娘の一言から決意をし、そして立候補したわけですが、その時の思いが今も私の

志の原点になっております。それは私の娘にしてもそうですが、鞍手町に住んでいる方達、この人達はやはり鞍手町が故郷であるという思いは誰も変わらないでしょう。その故郷である鞍手町が段々さびれていく時期でした。人口も減りだした時期でした。

そういういた鞍手町を何とかしたいという思いから私は本当に短い期間の中で立候補させていただき、当時奇跡ではないかと言われるぐらいに当選をさせていただいたわけですが、それから約20年議員をさせていただきましたし、今こうやって先程も言いましたように、町長をさせていただいております。

その一番の志としてはやはり先程も言いました鞍手町を寂しい町にはしたくないというふうに思っております。そして、町民の誰もが自信と誇りを持って鞍手町を自慢できる町にしたいというふうに思っております。そして、鞍手町は小さい町ですが、住んでいる人達がみんな心を豊かに、幸せを感じながら暮らしていくような町にして行きたいと、これは私の決意でもありますし私の志でもあります。これは私が先程言いました平成11年の時から1つも変わっていない思いでもあります。これを私の志というふうに、私の原点でもありますので答弁とさせていただきます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

只今の町長のご答弁は所信表明の中でしっかりと謳われています。

要するに整理すれば地域のため、町のために人々の求める故郷を守って行くのだといったことだと受け止めておきたいと思いますし、町長も我々議員もたった数名の身近な者達のためではなくて鞍手町のために努力する、地域住民のために全体を見ながらその必要なものを活動の一部としてやっていく、そして形にしていく、そういうことが第1の原点であるというふうに受け止めさせていただきます。

古事記の中で1つ紹介をしておきますが、「聖帝の世」と言われた、これは「ひじりのみかどのよ」と言いますが、「仁徳天皇」は夕げの支度をする時に人々の家から煙が出ていない、なぜだろう、食物がない、食べ物がない、だから夕げの支度ができない、そうであれば3年間税を取らずにそういう家々から煙が出るまで税をとらないでやっていこう、とるのを止めよう。そして自分が住んでいる屋敷の修理もしないで、雨漏りがしているところからしていないところに移りながら3年間の生活を国民と共に、国民が豊かになるためにやったというふうなことが紹介されております。

これはどういうことかというと自分が思っていないこと、自分が思っていることと違うことに対面したときにより良いものを決断を即決しなければいけない、そういうこともありますよということの教訓だというふうに読み取っています。

もちろん書物ですから読まれる方それが受け止め方が違うというふうに思います。しかし、自分の気持ちと違うことが起こっていたとしてもそれは地域のため、住民のためにとって最も大切なことである、必要なことであるといったものに遭遇した時に、そういうたも

のを即断しなければいけない。そういったこともあり得るのだということも考えておかなければならぬと。志とは違うことが起こる可能性もあるといったこともあるのではないかなと思います。そういうことをアドバイスするというのは非常に年下の私が言うのも何ですが、そのようなことを少しご理解いただきますようにお願いしたいと思います。

最後になりますが、町長は議員時代から手続きやルール、これについて非常に感心を持つて活動をされていたというふうに受け止めています。そして、議会においても当議員として町長が発言されているその言葉の節々にそういうルールや手続きが重要なんだといったことが垣間見られましたし私自身も関心を持って聞いておりました。このことについては町長に就任された今も変わらずに貫いておられると思っております。

この1年、高齢や政治倫理を遵守した姿勢を貫いているのだと、そして先程言わわれました憲法に謳われている公僕の精神に従って活動をしておられるのだといったことを胸を張って言えるというふうに思います、町長の今のそういうことが胸を張って言えるのかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

胸を張って言えるかというようなご質問ですが、もちろん胸を張って言えます。そしたまた今後も胸を張って町政に携わって行きたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

法令や政治倫理を遵守した姿勢で鞍手町の将来のために、これから先もしっかりと胸を張って携わって行くというふうなことで非常に安心をいたしました。

いろいろ立場は違いますが、意見がぶつかるときはしっかりと議論を重ね、協力できるところはしっかりと協力しながら、共にこのふるさと鞍手町のために活動を続けたいと私はどのように思っておりますし、町長もそのように努力をしていただきたいということを申し添えまして一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 14時08分

再開 14時28分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

通告に従いまして質問いたします。

はじめに10月1日から始まる幼児教育保育の無償化について、これはどういう内容のものかその概要をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

幼児教育10月1日から始まる幼児教育保育の無償化の概要につきましてもお答えさせていただきます。

本年10月からの幼児教育保育の無償化の概要といたしましては、保育園、幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育、企業主導型保育の3歳児から5歳児に対する利用料を無償化するものでございます。なお、0歳児から2歳児については住民税非課税世帯であれば無償化されます。これに加えて、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料についても先に述べた年齢用件等に加えて保育の必要性が認められた児童について認可保育士における保育料の全国平均額を上限といたしまして無償化されるものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

今回の無償化につきましては、今いろいろお聞きしましたが様々な課題、問題点があるということを実感しております。例えば、先程おっしゃいました企業主導型保育事業所、あるいは認可外の保育施設、こういったものにも補助金が出るという制度でございますが、また無償化と言いますが、先程おっしゃいましたように0歳児から2歳児までは無償化ではありません。住民税非課税世帯の0歳児から2歳児だけが対象であります。

今まで徴収されなかつた副食費、これが新たに徴収されるようになっております。こういった様々な問題点、課題がある、それが今回の制度ではないかと思っております。

次に質問に移りますが、この幼児教育、保育の無償化は何か消費税を国民に飲ませるための口実のような感じがいたします。首相の号令の元、突如打ち出されたという印象が強いわけであります。このような幼児教育、保育の無償化がこれから実施されるわけですが、鞍手町には永年検討を重ね、町の実情を踏まえた町独自の経営策を含むところの保育料の制度が

あると思いますが、どのような内容だったのでしょうか、これは行っていると思いますが、現在の町の保育料の制度について、その概要をお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

まず現在の保育料の概要についてお答えいたします。

現在の国が定める利用者負担額、いわゆる保育料は教育認定については5段階、保育認定については8段階に分かれています。世帯の市町村民税所得割が大きくなるほど負担が重くなる仕組みです。これに加えて多子軽減策が講じられており、第1子は基準額の全額を、第2子は半額を負担、第3子は無償となっています。

幼児教育、保育の無償化については平成26年度から段階的に実施されており、本年10月の対象拡充により完全実施され、平成30年度の段階で教育認定、保育認定、共に市町村民税非課税世帯の第2子からは既に無償化をされているところでございます。

次に、町独自の軽減策についてお答えいたします。

鞍手町においては、この国が定める保育料から町独自に10%を減額した鞍手町の保育料を設定しています。なお、子ども子育て支援制度に移行していない私立幼稚園については、各私立幼稚園が保育料を設定しているものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

次の質問に移らせていただきます。そもそも無償化とは全ての子どもが質の高い幼児教育、保育を確実に受けられる機会を補償した上で実施すべきものと思っておりますが、先程も申しましたように突如打ち出されたという印象が強い内容の今回の制度でございますが、いったいこの制度によりまして無償化の対象となるのはどういう施設で、対象者数は何人であるのかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

無償化につきましては、対象の所在市町村ではなく対象児童の住所地の市町村が実施するものでございます。従って、他市町村に所在する施設であっても鞍手町の対象児童が利用すれば鞍手町が無償化を実施することとなります。ここでは主に鞍手町内にある対象施設と対象者数を回答させていただきます。

保育所では、町立の第1保育所、剣第1保育所、古月保育所、私立の鞍手あゆみ保育園、鞍手のぞみ保育園の4箇所があり、見込み対象者数は171名です。

幼稚園は町内に私立の鞍手幼稚園が1園あり、見込み対象者数は71名です。また町外の幼稚園は12園を見込んでおり、見込み対象者数は47名です。なお、認定こども園、地域型保育所は町内にはございません。

認可外保育施設につきましては、町内にキッズルームサンフラワーと中央ヤクルト販売鞍手センター保育所の2箇所で、現在のところ対象者はおりません。

企業指導型保育事業所は現在町内にございませんが、鞍手乳児院が近日中の開所を予定しています。

なお、企業主導型保育事業所は無償化の対象施設であります、全額国の財源で運営されていることから、無償化に関しましても町の負担は生じません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

そういったことで無償化がいよいよ実施されるわけでございますが、現在分かっているこの制度実施のための財源の内訳と合計金額はどうなっておりますでしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

令和元年度下半期の無償化による影響額は4,969万7千円で、財源といたしましては国庫負担金1,816万6千円、県負担金921万6千円です。

令和元年度の無償化による市町村の負担増につきましては、国が子ども子育て支援臨時交付金により手当てされることから、これが2,231万4千円となっています。このことから町単費の負担増はございません。

なお、令和2年度以降につきましては、現在のところ当初予算の見込み額を算定はしておりませんが、市町村の負担増については子ども子育て支援臨時交付金による財源手当がなくなり、変わって地方交付税交付金の基準財政需要額に全額が算入されることとなり、財源措置されるものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

無償化によってそのような説明がございましたけれども、実施前の予算と町財政の支出額、それと実施後の町財政支出額、その比較、どんな財源効果額が見込まれておりますか。比較の金額を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

無償化による市町村の負担増部分については子ども子育て支援臨時交付金により手当されることから実質的な町の負担増はございません。その上でこれまで町単費で実施してきた国の定める保育料からの10%の減額部分についても公費が投入されることとなることから実質的には負担減となり、その効果額として令和元年度につきましては、792万1千円を見込んでおります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

令和2年度以降の見込額でございますが、どういうふうな状況になっているでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

当初予算はまだ補正予算につきましては、令和元年度分で計算をさせていただいております。なお、令和2年度の当初予算につきましては、予算編成前でありますのでお答えすることはできませんが、先程申しましたとおり地方交付税の基準財政需用額に全額が算入されるという形でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

財政のことにつきましては、私も数字に弱い面がありましてよく理解できない面もありましたが、もう一つ、今までなかった食費、給食費の実費徴収行われるわけですが、この実費徴収となる給食費についての質問でございます。

まず、実費徴収となる給食費でございますが、免除の世帯もあることも聞きましたが、もう一度確認したいと思いますが、徴収対象世帯、そして徴収額、そして徴収方法はどういうふうになっておりますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

これまで保育所の給食費につきましては、3歳以上児の食費を施設が徴収し、副食費は保育料の中に含めて市町村が徴収してまいりました。10月からの無償化により3歳児以上の保育料は無償化されますが、保育料に含めて徴収されてきた副食費は無償化の対象外とされております。このため、10月以降は主食費に加えて副食費も施設が徴収することとなります。また、副食費につきましては、年間360万円未満相当の世帯については徴収が免除さ

れて、公費で負担する措置が講じられていることとなっております。

のことから、施設による給食費の徴収上の問題点といたしましては、実費徴収額が高額になることにより滞納リスクが高まること、また、副食費の徴収免除措置により主食費のみ徴収する世帯と主食費とともに副食費を徴収する世帯が生じることの2点が上げられます。

この問題点につきましては、幼児教育、保育の無償化により保育料と給食費を合わせた実施的な負担額は全ての保護者が減額、又は現状維持となることについて保護者と施設に十分説明をすること、また、副食費の免除対象者の一覧を作成して施設に交付することなどが町に求められる仕組みであると考えております。

なお、幼稚園においても保育所と同様に補助事業を国が新たに創設したため、年収360万円未満相当世帯の児童について実質的に副食費を無償化することとしています。

補助の実施方法としましては、保護者はこれまでどおり主食費及び副食費を園に納め、その後補助対象者につきましては、償還払いが見込まれていることから補助事業実施前と実施後においても施設が主食費及び副食費を徴収することに変わりはありませんので、徴収上の問題が新たに生じるものではございません。

なお、お尋ねの金額の問題でございますが、町は主食費が9月までは600円でございました、これを1,000円にさせていただいております。また、副食費につきましては4,500円を徴収させていただくこととしています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

今の答弁をいただきましたが、これは剣第1保育所とか、古月保育所とか、そういったところはそれだと思うのですが、あゆみ保育園、のぞみ保育園というのはちょっと金額が違つたりしているのではないかでしょうか。そういうところの金額はどういうふうになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

町立保育所の副食費には公定価格で副食費相当分の金額である4,500円としております。私立保育所の副食費については私立保育所を運営するにあたって食材を独自に購入されており、その費用に応じてのぞみ、あゆみにつきましては5,000円と設定されているということを伺っております。これについては国からも認められているものでございます。そのため私立保育所や幼稚園等において施設毎に副食費の徴収金額が異なることはあり得る状況となっておるものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことになりますと徴収がかなり面倒というか、いろいろ紛らわしいというか、そういういったことが起こりそうな感じがします。

町としては一覧表を作つていろいろ徴収しなければいけない人、徴収しなくていい人、免除対象者とか、そういうことで一覧表を出して徴収の手続きをされると思うのですが、なかなか徴収する側、そういうた人件費の問題とか、それでなくとも保育所というのは非常に多忙である、幼稚園もそうですが、そういう中で徴収の事務作業というのが非常に煩雑になって来る、そういうこともあるのではないかと思います。

また、徴収の中で金額が違つたり免除をされたりというようなことがいろいろありますから、それは子ども達の中に何となく伝わって、どうしてあの人は払わないで良いのだろうかとか、そういうたようなことが起こりかねないような感じもちょっと心配するわけです。そういうことについてのきめ細かな現場の煩雑さ、そういうたものもなるべくないようにする、そういう配慮を町としてもぜひ、子ども達の間にいろいろなものが起こらない、疑念が起こらないような手立ても十分注意していただきたいなと思う次第でございますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

只今すぐには実施はできておりませんが、今現在検討している課題といたしましては西藤議員がおっしゃるとおりでございます。それに向まけて徴収を現在600円を保育士の方が徴収をしているものでございますが、これについては納付書を発行して納付することを現在検討しています。また、これに伴いまして口座振替も検討していこうとしているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひそういうたきめ細かな配慮をしていただきまして、いろいろ問題もあるのですが、なるべくスムーズにこの制度が行われるようにしていただきたいと思っております。

先程財政効果といいますか、それを聞きましたら財政が少し町の負担が減と。792万1千円ですか、町財政の支出がマイナスになるということですね。これは後の須山議員の質問の中にも入っているのですが、そういうことであれば新たに徴収される、そしてまた360万円を上回る方については、今までよりもより新たな支出が生まれるというようなこともあるわけです。

従つて、そういうたところに何か補助をするというか、そういうことも考えていただけたらいいかなという気もしますが、先程から聞きましたら今回の保育の無料化ということは

いいのですが、給食費の補助ということが新たな徴収ですから考えていただけたらと思うのですが、このように園によっていろいろ違うとなるとなかなかそれも難しいかなと思っております。しかし、こういうふうにして國の方針、いろいろ問題はあるとは言え、によって財政が潤うといいますか、余裕ができるというのであればこれを何とか子ども達の幸せのために有効に活用していただけたらなと思っているところでございます。

次の質問に移ります。

6月議会でも取り上げましたが、高すぎる国民健康保険税の引き下げについてです。

私もいろいろ考えはございますが、国保税はなぜこんなに高いのか町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

保険料は被保険者等に係る医療費を賄うために徴収されるもので、その医療費が増高してしまいますとどうしても保険料が上がってしまいます。そこで本町の国保と協会健保の1人あたりの医療費を比較してみると、平成29年度実績で国保は37万1,927円、協会けんぽでは18万6,336円となっており、国保の医療費が2倍近く高くなっています。

国保の場合70歳以上の被保険者数は全体の22.3%を占め、1人あたりの医療費は54万7,923円で、70歳未満の被保険者1人あたりの医療費32万1,360円の1.7倍となっております。

一方、協会けんぽでは70歳以上の1人あたりの医療費は58万1,156円と国保よりは高くなっていますが、70歳以上の加入者数は全体の2%程度でございます。従いまして、国保の医療費増高の一番の要因は医療費を要する高齢者の加入割合が高いということが考えられます。なお、医療費の負担割合につきましては、国保は2分の1を公費で、残りの2分の1を国保税で賄い、協会けんぽでは保険料2分の1ずつを事業主と被保険者とで負担、いわゆる労使折半を行っております。

これらのことから1人あたりの医療費が高い国保税の方が高くなっているというふうに考えられます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

いろいろ調べていただきましてお聞きしておりますが、また他に今の説明の中にもあった

ことですが、国保の場合は加入者の内容が随分違うわけです。国保が高い要因の1つは加入者が違うということ。先日も調べていただいたのですが、鞍手町におきまして国保加入者の中の43.7%が無職の方、先程説明がありましたように74歳までの高齢者や失業者、年金生活者などが43.7%です。そして36%が非正規労働者などの被用者、そして残る20.3%が農林水産業を含む自営業の方々ということになっております。

更に算定方法の違いが大きいと思います。国保以外の医療保険は労使折半で保険料を分担し、所得に保険料率を掛けて算出した所得割しかないので。それに対して国保は鞍手町の場合、所得割に各世帯に定額で係る平等割、それに世帯員の数に応じて係る均等割が加算されるわけです。均等割は法律で義務づけられていますために、年齢に拘わらず世帯の人数に応じて掛かる。子どもの数が多いほど国保税は引き上げられていくわけです。

鞍手町の場合子どもの均等割は一人2万8,600円ですが、子どもさんが2人、3人になると他の保険にはないこの均等割が上乗せされるということで非常に子育て支援に逆行しているという思いがございます。

3つ目に、調べてみたら、国保が発足した当初は医療費の45%を国が負担していたのだそうです。これがそういうことであれば協会けんぽなどとの釣り合いが割とれたと思うのですが、今では国の負担はわずかに20数%になっていると、こういったことがいろいろ重なって非常に高い国保税になっていると。先程もおっしゃたように協会けんぽの2倍ぐらいの国保の場合は国保税を納めなければいけないと、そういったことになっているのではないかと思います。

それで、私は国保税を何としても少しでも軽減するために子どもの均等割の減免が非常に必要ではないかと、そういう思いを持っております。

子どもの均等割の減免の必要性について町長はどうのようにお考えでございますか。お伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

子どもの国保税均等割につきましては、全国知事会等がその軽減措置の導入を国に対して求めていることは承知しております。現段階で国は子どもの均等割について具体的に訴状に載せるのかどうかまで詰めてはおらず、何らかの形で整理する必要があるという考え方のようです。全国知事会の提言にもありますように、小さな自治体が独自に行うのではなく国による公費導入による構造問題の解決を行うことが必要であると思っています。

本町といましても国民健康保険に加入する子どもに掛かる均等割額の減免の考えについては平成30年12月議会での一般質問の際に答弁をしていますとおり、均等割と平等割の軽減対象となる低所得者世帯に対しまして7割、5割、2割の国保税の軽減を実施しており、その子どもに対する均等割の軽減も当然ながら実施しております。

低所得世帯ではない一定の所得のある世帯の子どもに掛かる均等割はこれまで同様の負担

についてご理解をいただきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

私は減額の対象にならない方についての均等割の減免、これがぜひ必要ではないかという考えを持っています。と言いますが農水省が発表しました2018年度のカロリー受給率、これが37%と市場最悪となったというニュースが流れておりました。食料自給率が過去最低になっている現在の状況ですが、こういう状況の中では国際的に何かあれば国民が飢えかねないという不安定な状況になっているのではないかと心配します。

鞍手町は幸い、広い農地と豊かな農産物、培われてきた優れた農産技術水準、これは受け継がれているわけですね。そういう農業生産の後継者、親の仕事をぜひ希望を持って受け継いで行きたいという若者達、その人達が結婚して子どもを育てて行く、そういう時の励みになると、そういう意味でぜひ無償化、それから農業だけではありません。やはり鞍手町に住み、鞍手町の発展のために力を尽くす商工業の自営者の方々、こういった方についても減額の対象にならない人達、その方達が後継者を育成して、更にはそういう事業者以外の外部からも豊かな農業の担い手として、あるいは商工業の自営業の担い手として外部からも若い人が入って来ていただける、そういう人達が幸せな思いで子育てをしていただける、そして鞍手町で活躍していただける、そういうためにこそ私は子どもの均等割、これを減額していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前段の部分の食料自給率が37%になったということも新聞等で報道されていまして承知しております。そしてまた鞍手町の農業環境についても素晴らしいものがあるということを承知しております。

ただ、何かが起こった時に飢えることになるのかどうかということにつきましては、なかなかそういう状況が起こるかどうかということもありますし、実際に飢えるような状況になるのかどうかということについては私自身は少し疑問に思うところはあります。

ただ、国保税につきまして子どもの均等割について無償化してはどうかというようなご質問については、保険は国民健康保険だけでなく他に協会けんぽがあり、また組合けんぽもあり、また共済もあるわけで、そこに国保けんぽの子どもさんに対して公費を投入するということについてはいろいろとご議論があるところではないかなというふうに思います。そういったことから考えて、今の時点で鞍手町がそれに取り組めるかどうかということについてはなかなか難しいところがあるかなというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

先程の無償化の問題ですが、幼児教育、保育の無償化の問題などで財政が潤う、余裕ができるというようなこともありました。

町長は国保税、他の健康保険の方との兼ね合いとおっしゃっていますが、これは国保のために43.7%の無職の方なんです。この方々は協会けんぽとか組合けんぽの組合員であられた方がお年を召され、そして国保に入っていらっしゃるわけで、何か国保だけが別格というのか、国保の加入者に減免措置をするというのは何か国保だけ優遇しているという感覚は私は違うのではないかと思います。国保というのは受け皿になっているわけですから十分国保を優遇しても私はおかしくないと思います。

先程のような今回また財政のゆとりもありますし、そして何よりも食料の自給率というのは国保の人達の問題だけではないのです。鞍手町の、日本の将来の食糧の自給率というのは今日始めたからすぐできるというものではないわけですから、やはり長期的な展望に立って後継者を育てて、若い人を呼び集めして行かないといけないわけですから、町の将来の展望という見方でぜひ自営業の方々、鞍手で頑張ろうと思われる自営業の方々をこの鞍手に住んで良かったと、鞍手のために頑張りたいという思いをもって鞍手に根付いていただくための措置として私は子どもの均等割も減免の対象になっていない方にこそ、他にないですから、自営者の方、子どもさんが多い方がいいのではないですか。たくさんの子どもさんが生まれ、育てられて、みんなで農業なら農業、工業なら工業、商業なら商業で盛り立てていかれる、これが大きな発展の力になると思います。その時に一人増えたら、はい均等割、これはおかしいと思います。そういう観点からぜひ国保における子ども、特に18歳未満の子どもの均等割の減免ということを真剣に考えていただきたいなと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

農業に従事されている方、又商工業に従事されている方の支援については、農水省であったり経済産業省であったり、様々なところで支援をされているというふうにも思いますし、食糧の自給についても私はやはり大切なことであろうというふうに思います。

国保の子どもの均等割のところで支援をするかどうかということについてはなかなか結びつきが難しいかなというふうにも思いますし、先程幼児の保育園、幼稚園の無償化のことについて若干の町に対する負担減で余裕が出るというようなご指摘もありますし、実際そのようなことになろうかと思いますが、これについてはやはり保育事業の中で、まず今回統合することにつきましても待機児童を出さないということから統合を進めるということにもなつておりますので、まずはその財源については待機児童を出さないように、保育士等のことでいつも人員の配置を考えるだとか、そういったことについてまずは一時的には考えていきたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

今、全国で少なくとも25の自治体が子どもの均等割の減免をしております。その中で岩手県の宮古市が所得制限なしの完全無料化しているわけです。その山本正徳市長がこうおっしゃっています。「協会健保と国保料を比べると、同じような収入であっても保険料の負担に格差、不公平感がある、その部分を市が負担し緩和するのが子どもの均等割の減免だ、自治体によって当然様々な子育て支援策があり、宮古ではこれを中途半端な形ではなく全額負担という形で子育て環境を作るということだ。全額減免を途中で止めるつもりはない、ただ長くやりたいわけではない、国の制度が変われば独自にやらなくてもいいわけだ。不公平感をなくす、公平感をもてるような形にしていく、宮古はその先駆けになるということだ。」そういうことをおっしゃっております。

他にも25の自治体、北海道の旭川市、岩手県の仙台市、福島県南相馬市は完全無料です。

白河市も完全無料です。新潟県の佐渡市、東京都の昭島市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、茨城県の取手市、埼玉県ふじみ野市、河野市、杉戸市、皆野町といいますか、小鹿野町、石川県加賀市、岐阜県下呂市、愛知県一宮市、大府市、田原市、兵庫県赤穂市、島根県浜田市、広島県福山市、こういったところが減免しております。

高校生世帯まで所得制限なしで第1子から減免している自治体が10くらいあります。ぜひこういうことを考えていただいて実施に踏み切る方向で検討していただきたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

次に、2番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

通告に従いまして質問をいたします。引きこもり対策についてです。

まず初めに、5月28日に川崎市で私立小学校のスクールバス通り魔殺傷事件が起こり、小学校6年生の女子児童1人と見送りに来ていた保護者が51歳の引きこもりの通り魔に後から不意に襲われ亡くなりました。

また6月1日には、元農林水産省事務次官が東京練馬区の自宅で44歳の引きこもりの長男に手をかけるという最悪の事態を招きました。加害者と妻は誰にも相談することなく自分達で問題を抱え込み、加害者が殺害するしかないと自分を追い込み最悪の事態を招きました。こうなる前に誰かに相談していればこのような最悪の事態を回避できたと思われます。

この2つの事件の後、鞍手町の実態はどうなのかとても気になりました。全国では40歳から64歳、15歳から39歳は若年引きこもりと言いますが、合わせて約110万人の引きこもりの方がいらっしゃると思われます。

日本の人口は約2015年の総務省の国勢調査で1億2,000万ですが、鞍手町の人口

に換算した場合に 140 人いると推測できます。私の周りにも引きこもりの成人の方が複数人いらっしゃいます。

それで 1 番の質問ですが、鞍手町に引きこもりの方が何人いらっしゃるか、もし把握できていれば教えていただけないでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

人数の把握については福祉人権課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通穏君

それではお答えいたします。

町内にいる引きこもりの人数を把握しているかというご質問でございます。

まず引きこもりの定義といたしまして様々な要因の結果といたしまして、社会的参加を回避し、原則的には 6 ヶ月以上に亘って概ね家に留まり続けている状態を指す現象とされております。

この引きこもりの人数については、対象者把握をするために町では調査を行っておりませんが、平成 30 年度に健康増進係の保健師が対応した相談件数は 3 件でございます。

また、県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の健康増進課が引きこもりの対応部所となっておりますが、そこでの平成 26 年から 30 年度までの鞍手町からの相談件数は 2 件でございました。なお、同保健福祉環境事務所からは引きこもりの方の対象者把握は困難であるため把握できていないと回答を受けております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2 番 野口 美恵子君

義務教育の子どもですが、小中学校の子どもですが大きく捉えると不登校の子ども達も引きこもりになると思いますが、その義務教育の子どもの不登校の実態は分かると思いますので参考までにその人数を教えていただけませんか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

義務教育における不登校の人数についてお答えいたします。

基本的には引きこもりと不登校の児童生徒については認識の違いがございます。不登校の子につきましては 30 日以上休んでいる、学校に来られない方につきましては不登校という定義がございます。今年度の数で言いますと、小学生の不登校の方はおりません。中学生については数名の方がいます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

義務教育の不登校の子どもの数は分かりましたが、なるべく中学生の数人の子が不登校にならずに学校に行けるよう希望したいと思います。

次に、2番目ですが相談窓口について、福岡市とか北九州市とか大きいところでは相談窓口がありますし、任意団体も活動されていますが鞍手町の状況はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

相談窓口についてお答えさせていただきます。

引きこもりの相談窓口といたしましては特に決まってはおりませんが、総合福祉センターの保健棟や地域総括支援センター等において相談窓口として随時受付けております。また、社会福祉協議会が実施する心配事相談、法律相談などでも相談できるものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

引きこもり相談会というのは飯塚でも実施されていたことがあります、そういう引きこもり相談会というのが鞍手町では計画はないでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えさせていただきます。

鞍手町においては、県嘉穂鞍手保健環境事務所の健康増進課が相談部所となっていまして、その引きこもり相談会が年5回されているものでございます。これは先程飯塚でっているとおっしゃったものでございます。この情報につきましては今年の6月にチラシを全戸配付して住民周知を図っています。

個別に鞍手町で引きこもり相談会は行っておりませんが、これ以外にも随時窓口等で相談があった場合には健康増進係の保健士が相談を受け、対象者の状態に合わせて適切な支援を行うため県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所に繋げているものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

今の状況は分かりましたが、鞍手町独自ではないということですが、嘉穂鞍手保健福祉事

務所とか、主催のものは必ず広報紙等で周知徹底をお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上野口美恵子議員の質問を終了します。

次に、10番 許斐英幸議員の質問を許可します。

許斐英幸君。

○10番 許斐 英幸君

初めに町長に副町長についてお尋ねしたいと思います。

岡崎町長におかれましては、日々町政を担う立場であることから忙しい毎日を過ごされていることだと思います。

さて、この中で岡崎町長就任以来もう1年を過ぎました。懸案事項となっている副町長のポストが空席のままですが、この副町長不在について町長にお尋ねいたします。

理由はいろいろあると思いますが、私はこのまま副町長が不在のままでよいとは思っていません。なぜなら副町長は町長と職員を繋ぐパイプ役としての存在であると思います。多忙な町長の業務は当然のことながら鞍手町以外での公務もございます。こうした町長不在時の職務代理として決裁代行や緊急時の対応などを行う役割が副町長という存在であります。

前町長時代から副町長が不在のまま続いているが、現在の岡崎町長は前町長との状況は決定的に違います。つまり、いつまでも副町長が不在ということが続くこと自体が異常と言わざるを得ません。

総務課長は職務代行として対応を行っていますが、各課長は自身の課の対応に追われている訳でございますから、総務課長にはしっかりと総務課長としての職務に専念していただき、特別職である町長の職務代行者として役割を明確にすべきと思っております。

岡崎町長には私の質問に対して2点回答をお願いしたいと思います。

1つ目は、これまで副町長が不在であった理由。

2つ目に、副町長候補をいつ議会に提案されるのか。この2点につきまして明確なお答えをいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今日の9月9日が当選日でありまして丸丁度1年が経ちました。私は当選直後から私と同じ方向を向いてまちづくりを進めてくれる、また私の足りない部分を補ってくれる副町長が必要だという考えはその当時から持っていましたので、町長就任後すぐにある方に打診をし、副町長就任の要請をいたしましたが、なかなか同意が得られず最終的にはその方に対する要請を断念し現在に至っております。

先程も言いましたように、私自身は当初から副町長は必要だというふうに考えていましたし今もその考えに変わりはありません。私と二人三脚で前を向いて進んでくれる方が居て

くれるとどんなに心強いものかというふうに感じております。しかしながら現在のところまだ私と思いを同じくして鞍手町の発展と共に歩いてくれる方のところまでは行き着いていないうといふのが現状ですので、もうしばらく副町長不在という状況での町政運営が進むことになると思います。

そして、もう一つのご質問といたしまして、副町長候補者をいつ議会に提案するのかというご質問ですが、これは先程も答弁をさせていただきましたように私自身はすぐにでも同じ方向を向いて町政に携わってくれる副町長が本当に欲しいですし、本当にどんなに心強いかということも本当に感じています。しかしながら、先程も言いましたようにその方のところまで行き着いていませんので、議会に提案できる状況にはないというのが現状です。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議。

○10番 許斐 英幸君

まだそういう共にする人間がないということは、1年経っています。町長、見つかるまでは後まだ1年ぐらい掛かるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、いつまでかかるかというのはそれこそその方とお話ししができ、そしてまた先程も言いましたように二人三脚で鞍手町の発展のために一緒に尽くしていただける方、そしてまた本当に私の足りない部分を補っていただける方、そういう方を副町長になっていただきたいというふうに考えています。

これについてはなかなかいつまでにとかというふうな期間を定めるというのもなかなか難しいこともあります。特に相手方があることでもありますので、なかなか今ここでいつまでには決めたいというような答弁には残念ながらできかねるという状況です。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

困りました本当に。やはり副町長がいないということは前の町長からもう2年になります。よその市町村からもまだできないのですかと。やはりみんな目を向けているわけです。だからやはり副町長を見つけるために町長はどういう動きをされているのか、そういう人脈があるのかないのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

人脈ということでもありますし、またよその町、又は市からの指摘を受けているということでもありますが、人脈ということで、これを人脈と言っていいのかどうかも分かりません

が、やはり何度も繰り返しになりますが、鞍手町のことについてやはり明るい方が必要であろうというふうには思います。

また、今までの副町長、または助役のことを考えて見ますと鞍手町の町政に詳しい方であり、またO Bの方であったりというようなこともありますと同時に他町のことを考えて見ますと、県の職員の方に出向していただいたりだとか、または県の職員のO Bであったりだとか、そういったことも今現在あるようにも聞いています。そういうことから考えて行くことが必要であろうというふうに思います。

また他町のことを言うと申し訳ありませんが、なかなかこの副町長、副市長については難しい問題もありましてすぐに決まるところもありますし、またなかなか私と同じように苦慮されている自治体もあるというふうにも聞いております。そういうことから当然のことながら先程から何度も繰り返しますように、私は本当にすぐにでも副町長になって欲しいと、副町長が必要だというふうに考えていますが、なかなかまだそこに行き着いていないということですので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

理解ということでございますが、私はなかなか理解はできません。

各課長の方々は大変困っていると思います。やはりこれは早く解決しないと鞍手町の役場自体が少しおかしくなってしまうのではないかなど私も危惧しております。1つ早く決められて、腰を据えて大きな問題が堆積しております。それに向かって進んでいただきたいと思います。

次に、2点目です。

商工会施策についてです。

今回鞍手議員になりまして商工会会長を18年やってまいりました。その中で町内商工業の発展支援に取り組み、微力ながら行ってまいりました。

私も事業者として長年個人事業を営んでいます。事業者の悩みが様々たくさんあります。決して一概に言えませんが、その中で共通している課題の1つとして人口の減少の問題が商工業の発展の足かせになっていることは痛切に感じています。

私はこの鞍手町はまだ人口を増やし発展できるだけの町であると確信をしています。その中で一番感じることは、JR副北ゆたか線、鞍手町や九州縦貫自動車道、鞍手町インターチェンジなど他の地区にない交通インフラを擁しております。

また、今後完成予定と耳にしています遠賀川架橋の問題、これが完成すれば北九州との交流はより進み、鞍手町が施策いかんでは交流により鞍手町人口増や産業の活性化が図れるものと考えております。

こうした状況を踏まえ、岡崎町長におかれましては商工業振興発展の施策をどうお考えでありますか。お尋ねしたいと思います。

また、以前から総合計画マスタープランも立ち上げていただいておりますが、それ以外に町長のお考えがあればここでお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

質問の最後にありました鞍手町総合計画やマスタープラン以外ということで何かあればというご質問ですが、町内商工業の振興発展の施策については全てこの計画に基づいて原則としておりますが、基づいて策定されますので、それ以外ということになりますとその計画が外れるということになります。そういうことから、その総合計画マスタープラン、マスタープランというのは総合計画のことにもなりますが、そういったものは必ず総合計画の中での位置づけの一部としてされるものもあります。

そういうことで、総合計画に基づく商工業の基本理念ということで言いますと、商工会の会長としても携われて来られました鞍手町中小企業振興基本条例、これが平成30年12月に議会で議決をいただいたことから、この条例に基づく中小企業活性化計画を今31年2月に策定をしました。現在その計画を具現化するための施策、いわゆるアクションプランを検討、協議を進めているところです。このプランの素案は町内中小企業の代表者や商工会役員等の関係者で構成するワーキンググループで作成をいましてます。素案ができ次第、鞍手町中小企業振興審議会での諮問答申を経て決定し、令和2年度以降の一般会計予算案に盛り込むことを考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

ありがとうございます。今言われましたことに対しまして、マスタープランはマスタープランでいいのですが、なかなかそれが今度のマスタープランの中に、そしてまた総合計画の中でも今までの総合計画等を私も見ていましたが、なかなか100%できたものは少ないです。だからある程度絞ってやらなければいけないことをやって行ったらまだ良いマスタープランができるのではないかなと思っております。

今後とも町長、腰を据えてよろしくお願いします。私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で許斐英幸議員の質問を終了します。

しばらく休憩します。

休憩 15時25分

再開 15時35分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

○13番 須山由紀生議員の質問を許可します。

須山由紀生議員。

○13番 須山由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

最初に町立保育所統合について質問をいたします。

鞍手町立保育所統合の基本構想により平成30年度末に西川第1保育所が閉所されました。次に、31年度末には剣第1保育所が閉所の予定になっています。この2園について何点か質問をいたします。

まず1点目、3園あった町立保育所を最終的に1園に統合する目的といいますか、理由はなんでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長 星正彦君

町長。

○町長 岡崎邦博君

この件につきましては、福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 星正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井通稔君

お答えいたします。

統合の目的につきましては、現在の鞍手町における待機児童の発生の要因といたしまして保育士不足により、町立保育所で定員まで児童の受入れができていないことにあります。町立保育所を1箇所に統合し、保育士等の職員を1箇所に集中することで児童の受入枠を拡大し、待機児童の解消を図ることを目的としております。以上でございます。

○議長 星正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山由紀生君

待機児童の解消と保育士不足を1箇所に集中して解消するというこの2点でよろしいでしょうか。只今の答弁で大体理解はできました。

それでは、統合によって得られるメリット及びデメリットはどういったところにあるのでしょうか。質問が重複するかも知れませんがお尋ねいたします。

○議長 星正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井通稔君

お答えいたします。

メリットといたしましては目的で述べたとおり児童の受入枠の拡大により待機児童の解消

です。その他には、施設の改修や遊具の充実などハード面への投資を1箇所に集中できることと考えています。

続きましてデメリットにつきましては、これまで通っていた保育所がなくなり転園せざるを得ないという負担を保護者と子どもへ強いること、また住まい近くの保育所がなくなるということと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

分かりました。それでは次に、この閉所された2園の閉所時の定数と園児の実際の在籍数をお尋ねいたします。

剣保育所の場合は本年度末が閉所なので、現在の暫定数でかまいませんのでその辺を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

現在剣第1保育所におきましては鞍手町の児童数は56名、古月保育所につきましては74名でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○13番 須山 由紀生君

西川第1保育所の閉所時の定数と在籍数をお願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

西川第1保育所の30年の3月末におきましては、鞍手在住の方は28名でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

園児の在籍数が28名ですか。ありがとうございます。

それではこの2園の保育士及び関係職員といいますか、嘱託の職員さんも含む人数、西川第1保育所閉所時の人数と、剣保育所はまだ閉所にはなっておりませんので、西川第1保育所だけかまいませんのでそれをお願いします。

○議長 星 正彦君

須山議員、今担当課長は資料が下にあるそうですのでどうしましょうか。

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

職員の人数が分からぬということですね。そうすると閉所後にその職員の方が退職されたとか、また違う園に配置転換になったとか、そういう部分も分かりませんでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

本人達の要望によるのですが、ほぼ全部の職員が2園の方に別れてそのまま入っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

そうすると、剣第1保育所、古月保育所はかなりの保育士さんがおられるということでよろしいでしょうか。それともまだそれでも保育士さんが足りないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

剣第1保育所と古月保育所を合わせた職員数を申し上げます。

正規職員数は12名、嘱託保育士は14名、パート保育士が12名でございます。その他正規の職員で管理栄養士が1名、正規調理師が1名、嘱託調理師が3名、パート調理師が3名となっている状況です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

それで職員の業務上的人数といいますか、それは十分満たされておるということですね。

次に、西川第1保育所の閉所後の町の負担分ですが、当然これは1園が閉所になったのだから人件費やその他の経費がかなり減ると思います。額にしてどのくらいの支出が減になったのでしょうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

人件費につきましては、ほぼ同数の方が西川の職員の方が古月保育所、そして剣第1保育所の方に行っております。あと辞められたパートさんが確かにおられたと思いますが、この方

以外はほぼ先程申しましたとおり職員がシフトしておりますので、人件費につきましては正規職員の昇級以外はほぼ同額と考えて下さい。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

人件費は減っていないということで分かりますが、その他にも何かいろいろな出費分があるのではないかどうでしょうか。1園が閉所になったのですから。その辺はどうなんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

現在おっしゃるとおり1園がなくなりまして、それに関わる施設の費用といたしまして光熱水費、電気、ガス、水道、そして警備に係る警備会社への金額等がそのままそっくりなくなっている状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

金額等は詳しく分かりませんか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

すみません、今手元にその分は持ち合わせておりません。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

それは後でもかまいませんで、若干なりとも出費が減る、町の負担が減るということで認識させていただきます。

次に、現在の待機児童、現在の町立、私立を含めた各保育所の待機児童はどういった状況になっているかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

待機児童についてお答えいたします。

令和元年9月時点での待機児童数は15名となっています。待機児童が発生している理由につきましては、統合の目的で述べましたとおり保育士不足により町立保育所で定員まで児童の受け入れができていないことにございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

この15名の待機児童は公立だけですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

公立のみならず私立の、のぞみ、あゆみ保育所へ第1希望にしている方もいらっしゃいます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

公立、私立、いま4園ありますが、その全ての待機児童が15名ということですね。そうしたら、公立と私立を希望されている方の比率、人数割はどうなっていますか。

15名の内に待機児童の内、私立が何名、公立が何名、申込みされていると思いますがその辺が分かったら教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

公立保育所を希望されている方が4名で、11名が私立を希望されている方でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

やはりかなり私立の希望者が多いということですね。

待機児童が多い、理由が先程も言われましたように保育士不足ということなんですが、私立の方もかなり保育士が不足して待機児童が多いと聞いています。いろいろな経費削減とか、保育士不足を解消するために公立の保育所を統合していかれるようですが、私立の方もまだまだ待機児童が保育士不足でありますので、その定員不足を公立だけで、私立の方は全く行政の方は関係ありませんではなかなか話がとおる問題ではないので、私立の保育士不足についても行政側としても何らかの責任を持って考えないといけないのではないかと私は思っておりますが、その辺はどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町では過去町立保育園を私立に移管をし、現在に至っています。その際には公立と私

立が切磋琢磨し、お互いにいい意味での競争をしながら良い保育をして行こうというような考え方から2園については私立保育園にお願いをしたという経緯があります。

そういう中で私立の方が人気が高く、今のところ保護者の方からは私立を希望する方が多いというような結果が出ておりますが、鞍手の町立保育園につきましても先程言いましたように私立に負けないように、また私立に望まれるような保育園の運営をこれからは心掛け行くべきだというふうに思います。

ただ、施設面について私立が施設を改築なり、増築なりをする際には国からの補助がありますが、公立の保育園につきましては一切補助がないという状況の中で、今現在町営の保育所については、なかなか増改築ができないというような状況になっておりますが、今回1園にすることで、先程も言いましたように古月保育所については大規模改修をするようにもしておりますし、また中身についても充実をさせて行きたいというようなことから、私立に負けないような公立の保育所をすることによって私立だけではなく、公立の保育所にも住民の方から選んでいただけるような保育所を目指して行きたいというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

そういう施設面では私立も公立も考えているという町長の答弁ですが、若干私の質問と食い違ったところがありました。私立も保育士が不足して待機児童を生んでいるということですので、その辺を、例えば、先程西川保育所の保育士さんが辞められて2園に移られたと。今年度はまた剣が閉所になって移られるかも知れません。

そういうところで保育士の余剰ができるといったことであれば、私の提案ですが、私立の方に保育士さんを出向に出すとかいうことが可能であれば、そういうことで私立の方の補助も援助もして行かれてはどうでしょうか。その辺をもう一度お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

制度上そういうことが可能かどうかについて、私は現在のところ承知はしておりませんが、先程来目的の中で鞍手町に待機児童が出ているというようなことから、その解消を目的として1園公立の保育所については1園にするということで、そこで保育所を統合することによって待機児童の解消に向けて統合するわけです。そこで余裕があるかないかというのは今後児童数によって大きく増減します。

もちろん0歳児が何名来られるか、また1～2歳児、また3歳児、4歳ということで保育士の割り当てる数も変わってきます。そういうことから、どういった子どもさんが町立を希望されて来られたとしても待機児童にならないようにというようなことで全ての、もちろん希望ではありますが保育士さんを1所に集めようということしております。

そういうことで保育士さんがどうしても私立の方に行きたいというようなことが希望と

してあるのならば、それは保育士さんの意思を尊重するということはできるというふうには思っております。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

今町長の言われていることも分かります。本人が希望するのであれば当然行ってもらっていいのですが、私が質問しているのは、仮に公立の保育士さんが余剰であれば私立に出向出すとか、いま制度上の問題で分かりませんとありましたが、その辺がもし制度上で許すのであればどうでしょうかという質問ですが、もう一度お願ひします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁しましたように、それが許されるかどうかというのはよく分かりません。今のところ承知はしていないところです。

ただ、先程も言いましたように、まずは公立保育所の保育士を確保するということが大前提としてあります。その上でそういうことができるのかどうかについては検討することが必要かなというふうには思っておりますが、いずれにしても先程も言いましたように、町営の保育所を1箇所に集めて大規模の改修も行うわけですから、ぜひとも住民の方達に選んでいけるような保育所にして行くということが私は大切ではないかなというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

そういうことが非常に大事であるとは思います。今後も統合すれば私立の定数がまた増えます。それと先程言われました私立の希望する町民も多い、これも現実にあります。だから私立、公立に關係なく鞍手町全体の保育、子育ての問題として先程言いました私の質問も含めまして考えていただきたいと思います。

現在どこの自治体でも保育士不足による待機児童が非常に問題となっています。そのため働きたくても働けない、また働かないと生活が苦しいという家庭が非常に困っておられます。私の知り合いにもそういう方がおられますのでぜひその辺も含めて考えていただいたらと思っております。

直方市では8月25日に、皆さんも新聞を見られたと思いますが、直方市保育協会と市教育委員会子ども育成課が保育士の確保や待機児童の解消を目指し、市内の保育園13園と認定子ども園1園、全14園が参加して保育の仕事就職説明会を開くなどして、保育士を希望する方の直方市での就職を後押しする説明会を開いたと新聞に出ていました。本町ではそういう保育士不足の対策は、統合の他に何か取られていますか。その辺をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

保育士不足による就職希望者に対する説明会は行っておりませんが、昨年度からは保育士を育てる大学校の方に通知を送って鞍手町の方で保育士になってもらえるようアピールはさせていただいております。

本来なら、もう少し業務に余裕があればその学校に係長と一緒に出向いて、鞍手町をもつとアピールしようという考えはあったのですが、そこまでに留まっている状況でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

ぜひ出向いて行って学校にアピールをして下さい。

これは私の提案ですが、保育士不足対策として町が保育士の処遇ですね。賃金などに補助金を出すなど、他の自治体にはない何か魅力のある政策を考えられてはどうかと思っております。

現在私立では0歳児なんかは来年の4月まで待機しないと入所できない状況になっております。こういった状況を町長は認識されておられるでしょうか。とにかく早急に何らかの対策を打つべきだと思いますがもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

保育士不足についてはどこの自治体も非常に厳しい状況でもありますし、どうやって確保しようかということであらゆる手段を使って各自治体もやっているというふうに思います。

北九州市のような政令市では住宅補助をしているだとか、そういういろいろな補助をすることによって、いかにして保育士を確保しようかというようなことで様々な取り組みをされているということは報道等で承知はしています。

ただ、鞍手町にとってそういう補助ができるような状況にあるかどうかということにつきましては、なかなか難しい状況ではあります。ただ今年も保育士の募集を行っております。そういう中で優秀な保育士を何とか確保して行きたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

ぜひ他の自治体にもないようなそういう補助などを、いま町長が言われました政策をぜひ職員と一丸となってとっていただきたいと思います。

次に移ります。

幼児教育保育の無償化についてです。まず1点目、幼児教育保育の無償化、先程11番議員の質問と重複する部分もあるかも知れませんが再度お願ひいたします。

今年の10月より消費税を財源とした幼児教育の無償化が始まりますが、これらの詳細についての保護者への周知はどういうふうにされていますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

保護者への周知についてお答えさせていただきます。

9月以前から既に保育所、幼稚園を利用している児童については、対象者全員に施設を通じて無償化の内容と手続き等について周知をしております。認可外保育施設についても町内の施設に訪問し、現在のところ鞍手町民の利用者はおられませんでしたが周知を図っております。

現在のところ無償化対象施設を利用していない方への周知といたしましては、広報くらべ8月号に無償化の内容、手続き等の方法について掲載をし住民周知を図っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

私も広報8月号を見せていただきました。それともう1点の保育園のお知らせも見せていただきました。この中で幼児教育保育の無償化のお知らせの中の2番、対象費用は保育所利用者負担額とあります。そして2の対象費用、2と言いますと保育所利用者負担とあります。そして4の他の覧の(2)に、これまで利用者負担額に含めて徴収されていた副食費は無償化の対象外ですと説明書きにありますが、これはどういったことでこういうふうになつたのでしょうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

2番の給食の有料化についてということに関連するのではなかろうかと考えておりますが、幼稚園の給食費についてはこれまで施設において実施しておりますが、保育所の給食費についてはこれまで3歳以上の食費は施設において徴収されており、副食費は利用者負担額、いわゆる保育料の中に含めて市町村が徴収して来たものでございます。

今回3歳児以上児の保育料は無償化されますが、含めて徴収されていた副食費は無償化の対象外とされているものでございます。このため、新たに副食費として保育所や認定子ども園などの施設が徴収することになりますが、無償化前から有料であったことは変わりありま

せん。しかしながら施設と保護者の間の実費徴収額だけに目を向けると徴収額の増ということになります。ただし、鞍手町におきましては10月から無償化によって保育料と給食費を合わせた実質的な負担が増す保護者は1人もおられません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

副食費が利用料に含まれていたという説明ですね。隠れ副食費ですね、保護者の方は今まで副食費は利用者負担額に含まれていたので当然副食費が実費になるなんてことは認識されていないと思う方が多いのです。現にそれを聞いた保護者の方は利用者負担額の範囲でしょう、何でそうなるのとびっくりされておられる保護者もおられます。

こういったように副食費の実費徴収は今後どうしても変わらないのであればきちんと納得のいくような説明を保護者の方にも十分にされた方がいいと思いますが、その辺はどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

おっしゃられるとおり保護者に対する説明責任につきましては、町がきちんと果たして行くことが重要なものであると考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

よろしくお願いします。

次に、主食費が公立の場合、先程の答弁で初めて分かりましたが、600円から1,000円に値上がりしていますが、これはどういったことでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

町立の主食費についてはおっしゃるとおり9月までは600円、10月から1,000円を徴収することとさせていただきます。これにつきましてはお米等の食材費の負担分として負担していただいております。実質は1,000円以上にはなっているところでございますが1,000円と設定させてもらっているところでございます。しかしながら、生活保護の世帯とか、今回の無償化の前から保育料が0円であった世帯におきましては、その児童の副食費につきましては、激減緩和のために今年度限り現行の600円のままとさせていただくこととしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

材料の高騰という答弁ですが、私立が1,000円ですからそれに合わせたということではないでしょうね。

副食費の方は公立の方が少し安いようですが、これを半額にするとか、無料にするとかはできないのでしょうか。そして、その私立との差額分を町が私立へ補助するとかはできないのでしょうか。これも私の提案なんですが。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

先程ちょっと説明をさせていただきましたが、再度同じような説明になるかと思います。

町立保育所の副食費については公定価格で副食費相当分の金額である4,500円としているものでございます。私立保育所の副食費については私立保育所を運営するにあたって食材費を独自に購入されておりますので、その費用に応じて私立は5,000円と設定されているものでございます。

これについては国からも認められているものでございます。そのため私立保育所や幼稚園などにおいては施設毎に副食費の徴収金額が異なることがあり得る状況となっております。そのため、私立保育所などの副食費については保育所の副食費と金額が異なるからということで、町がその差額分の補助を行うべきものではないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

説明は分かりますが、私のお願いは副食費を半額なり、全額を無料にして私立の方にも補助ができないかという、そういったお願いというか提案なんですが、この辺どうでしょうか。

町長もう一度お願ひいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この給食費、特に副食費につきましては幼稚園、保育園に行っていない、利用されていない方については普通に家庭でお昼の食事をするわけであります。そういったことから保育所、幼稚園に行かれている方に対して実費、掛かるものについては、それは徴収をさせていただくということです。それについても実際よりもかなり低いところで設定はしております。

また、私立保育所につきましては、やはりいろいろな保育所の考え方、その他もありまして、そこの副食費について手厚くするというようなことも考えの1つであったりということ

もあると思います。そういうことから、それぞれ園でその副食費については独自性を出すということも十分考えられるわけです。

そういうものについて、例えばかなりの高額な副食費を設定をして、それについて町として公営との差額があるということで、そこの補助をというようなことになりましても、なかなか先程言いましたような利用されていない方達との公平性、また公立、私立についても公平性を考えてみますとなかなかその辺についてすぐに補助をするというようなことには難しい状況かなというふうに思います。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

長い答弁ありがとうございます。

田川の大任町、2019年4月から幼保無償化事業として0歳児から5歳児を対象に幼稚園や保育園の利用料を無償化にするなど、国が進めるものとは違う子育て世代に対する素晴らしい政策をとっておられます。これは町長もご存じでしょうが、これもひとえに永原大任町町長の太っ腹の子育て世代に対する政策ではないでしょうか。

また田川市の赤村でも同様の施策を実施しているようです。他にも川崎町、これは10月1日から0歳から5歳児の幼稚園、保育所の利用料を無償化にする関連の条例改正案や本年度分事業費予算案を3日に開会した町議会に提案したと9月4日の新聞に報道されました。このように他の自治体よりも何か一步先を行った子育てに有利な政策を行うことによって若い保護者の方達は鞍手の保育園に預けようとか、鞍手に定住して見ようとか、そういうことに繋がるのではないかと私は思います。

とにかく目先の財政がないということだけではなく、先を見据えた太っ腹の考え方でこれから子育て世代に対する政策を考えて見られてはどうでしょうか。町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

大任町、赤村、最近では川崎町もご指摘のとおり先駆的な事業として子育て支援の家庭に対しての補助を行っているということにつきましては承知をしております。素晴らしい先駆的な取り組みだろうというふうには考えております。

ただ一方で鞍手町で見ますと財政的な状況も考えて行かなければなりませんし、また、限られたパイの中でどうそれを配分していくか、どこに特化していくか、といったようなことで財政状況を鑑み、政策として予算化していくことになろうというふうに思います。

例えば、仮に検討する余地があったとしても厳しい財政の中では今のところは実施することが難しいのではないかなというふうに思います。ただ、議員ご指摘のように子育て支援に特化する、何か他の自治体にはない先駆的な取り組みとしてということも今後、今よう

な鞍手町の人口減少、また若い世代をいかに鞍手町に移住、定住してもらうかというようなことから考えれば、これは検討する価値は十分あるというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

須山由紀生議員。

○13番 須山 由紀生君

ぜひ素晴らしい執行部、スタッフの方がおられますので、その方達と力を合わせてそういった施策を考えていただきたいと思います。

3歳から5歳児まで保育料が無償になるということは非常に有り難いことありますが、今まで利用料に含まれていた副食費や、それとは別に主食費、日用品、バス代、絵本代等の実費徴収費と合わせて、副食費を合わせるとかなりの負担になります。ややもすれば鞍手にはないかも知れませんが、今までより高い負担になる家庭もあるかと思います。

新しい保育所、保育指針にもあるように、保育所における食育は健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うこと目標とするとして保育における重要性が述べられています。そういう点でも保育所の給食は子どもの成長や園での生活、活動を支える大事な保育の行為の一環です。そのためにもぜひ給食費だけでも無料、若しくは負担が少なくなるような政策を考えていただくことを再度お願ひいたしまして私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上須山由紀生議員の質問を終了します。

次に、9番議員 栗田美和議員の質問を許可します。

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

通告に従いまして質問いたします。

通告書に町内のため池についてと書いていますが、当然ながらこれは我々も農業をやっていますし、そういう意味ではこの関係の方達はみんな把握していると思っております。

この中で何が言いたいかというと、ため池新法が今年施行されまして、ものすごくため池に対する管理強化が叫ばれています。

もう1点は、先日、8月24～25日だったと思いますが、私の友達の新北の方ですが、新北地区では営農の地域のリーダーとして活躍しておられた方が、役場がそこを管理委嘱しているのか分かりませんが、その方がため池の管理作業中に不幸にも水の中に落ち込まれて亡くなつたということです。それは故人も大切なんですが、周囲の営農組合のリーダーとして頑張っておられましたので、この2点を合わせたところで町長に質問してみたいと思います。まず、町内にどれくらいのため池があるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、建設課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

鞍手町が管理するため池は63箇所あります。しかし、個人所有のため池については現在當農組合長を通じて調査中であります。以上です。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

63箇所はいま言われるように町の管理なんですね。残りはまだ當農組合からどうなっているかということを調べているということなんですね。その場合に30年度の決算の資料を見て見ますと、ため池全体の予算が修理も含めて480万円ぐらいになっています。あと作業の管理料、委嘱料というのが監視の委託料が88万円。私は中山本村の當農組合におりますが町からお金が少し来ています。他の63箇所というのはこの中の分で委託料を各組合に払われているということですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

土木係が監守委託料を払っているのは6地区に88万6,280円昨年払っておりますが、その他に12組合の組織があります。それは多面的機能支払基金という農政の方から出しているお金の方で払っているので、18組織というか地域がそこの63箇所のため池の管理をしているということになります。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

もう一つ、今回事故が起きたところですが、あの方のため池はどうなんですか。役場の管理ですか、個人のため池ですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

管理は鞍手町が行っていますが、その事故のあった内容の部分につきましては、多面的機能支払基金の方の交付金で支払っている事業の中の一環でそういう事故が起こっています。以上です。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○ 9番 栗田 美和君

あまり突っ込んでも個人のことに引っ掛かって来ると思いますが、こういう事故が二度と起きてはならないわけです。だから、いま役場が直接63箇所を管理していると言ひながらも実態は1年に1回か2回かはそういうため池の管理員の状況を見たりとか、井堰の下の方はどうなっているのかなど見たりとか、そういうのはされていますか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

内容自体は地元に管理委託していますので、そういったところからいろいろな情報が上がって来ないと、うちの方はその現場には行っていないという、地元のほうからここが悪い、ここが詰まっている、ここをちょっとどうにかして下さいとかという情報というかお願いが上がって来たときに行って確認している状況です。以上です。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○ 9番 栗田 美和君

多分、本村の営農組合か水利組合の方から、金木原の京ノ上の奥の杉山製作所の土手が崩れています。あれは完全に修理は終わったのでしょうか。要望はずっと出してますが。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

金木原の奥の法面が崩れている部分についてはまだそのままになっております。原因者の関係も、事業所の関係もありますので、そこの負担の割合とかがありますので、まだそこがはっきりしていない状況になっていますので、現在止まった状況になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○ 9番 栗田 美和君

早くしないと、これに限らず雨がいっぱい降っています。だからどんどん壊れて行って、あれを浚渫するという大事です。あの水を全部抜かないといけないから。抜いてしまったら後であれまで貯めるというのが、もし雨が降らなかったら、今年のように雨が今頃になって降って貯まっていますが大変の作業です。

下の方は、インター周辺は開発されてしまったから田んぼの面積は減ったけれども、その下の方にはずっと田んぼが続いています。六田川の下の方は。

そこは早急に対策を取って下さい。そうしないと後々営農の方にも引っ掛かってきますのでよろしくお願いします。

それから、今年になってため池新法が施行されたと思いますが、これについては特に2~

3年前に大雨があった時に、こちらの方はなかったのですが、四国とか岡山とかは池が決壊して、下に住んでいた人にものすごく人的に被害が出たというのがあって今年から施行されているから、ため池の管理がものすごくきつくなっているわけです。これについては県の方に登録して、そういう指定された所については管理者が、補助金は出るかもしれません、ちゃんとしないといけない形になっています。担当課長であればそこのところ多分分かっていると思いますが、本村で言ったら先程言った濁り池とか金木原池とかはでかいから、他の所も山付のところは大きなため池があるから、そのところの整備というか、そこにいる営農組合が役場に言ってこないと何も私達は知りませんでしたということではきかないと思います。今度はこういう新法が強化されているから、そのところは確かに我々はため池の土手の草刈りと草を焼いて見て回っていますが、我々ではとても追いつかないというのがあるし、特に今どこでも高齢化しているのです。営農組合も水利組合もメンバーといったら70歳前後ですから、危ないところはこれから入らないようにしようという話も出て来ています。新北でそういう事故が起きたから。

そういうところは井堰から下に流れ落ちたところは草ばっかりでとても中に入らない、50年前から我々は小さい頃は遊んでいたそのままが今続いているわけです。そういうのもあるから役場も我々の方からこうなっているのでどうにかして下さいと言う前に、1年に1回ぐらいは、60箇所あるからなかなか行かれないかも知れませんが、それぐらい回るぐらいの気持ちがないとこの問題はなかなかクリアできないと思います。そのところは要望です。

それと2番目のヒメボタル対策についてです。

これについては、ホタルといったら何か環境のシンボルみたいな形で我々もずっと取り組んで来たというか、小さい頃はホタルはどこにでもいたのです。今はホタルというのは本当にいないので、新北から上がった新幹線の下とかと八剣神社の下はゲンジボタルですが、ヒメボタルというのは陸生のホタルです。丁度八剣神社の下辺りにいるわけです。

町長には写真を見せましたが、6月25日頃の週刊新潮に両開きに写真が載っていました。そこに福岡県鞍手郡鞍手町八剣神社周辺と書いているから。

私達は何でこれを言いたいかといったら、ホタルのそういうところをちゃんとしなければいけないのがありますが先程言いましたように営農組合とか、それ以外に我々、その管理をして、管理とまではいかないが5月の下旬から6月10日ぐらいまであそこでヒメボタルを見に来てもらえるように駐車場の管理とかしていますが、ところがその人達も私も含めてですが、鞍手町の明日を紡ぐ会のメンバーが高齢化しているのです。

だからここに町長としてこれをどうにかしないといけない。悪いことばかり全国ネットに載ってもいいことは載りませんが、こんな写真があれだけ載れば、今でもプロのカメラマンが相当来ています。それは中国地方から鹿児島とかからも3時頃からカメラを持って来て一番良い場所を取ってしている人がたくさんいるわけで、これを生かさない手はないと思います。それをボランティアで、ボランティアしているとは言いたくないのですが、そういう人達ばかりに任せていたら絶対問題が起きます。

こここのところは担当者を1人付けるとまではいかないが、そういう形で今後鞍手町のことをどうするか。1つの資源ですから。ヒメボタルは、地域開発のための。

そういう形でなかなか分からぬのです。川のホタル、ゲンジボタルでしたら「カワニナ」を取って入れておけば増えるのですが、小さいので見えないわけです。

いま荒木さんという方が一番詳しいのですが、荒木さんも幼虫とかはまだ2匹しか見たことがないというぐらいの大きさですから、中途半端に我々が動いたって先が知れていますから、その後町長も分かっていると思いますが、その気持ちを、こうしたいとは言えないかもしれません、そういう気持ちを出してもらいたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今、議員が言われましたとおり私もその会に入っておりましたし活動も一緒にしておりました。それでヒメボタルがどのような地域で生息をしているかということについても承知をしております。ただヒメボタルについてはまだまだよく分からぬことも多くあります。先程一番詳しい荒木さんの名前が出ましたが、その方についても幼虫はまだ2匹しか見たことがないというようなことで、本当にどこにどのような形で生息しているかというようなことがなかなかまだ分かりにくいところもあります。

一般的に言われているのは、暗い林で餌としている陸貝を餌として生息しているということでもあります。

そういったことから、1にも2にもまずはそこにヒメボタルにずっと生息してもらわぬといけないわけです。だからまずはヒメボタルの生息地が荒れないように、どうして保存して行くかということがまず一番大事ではないかなというふうに思います。そうした中でそのヒメボタルを雑誌にも取り上げられていますし、以前はテレビでもありました。新聞等でも取り上げていただいているお陰でかなり鞍手町のヒメボタルについては注目度が高くなっています。そういったことから、かなり広範囲からそのヒメボタルを見に来るというようなことにもなっております。

そういったことで一時的にはそこをどう保存して行くかということと、あまり多くの方々に来ていただくことによって生息地が荒れてしまって、ヒメボタルがいなくなても困るわけですから、そのところをどうして行くかということになっていくと思います。

そこでグループの方達と連携を取りながら町としてできる範囲内でヒメボタルの生息環境を守り、またそれをどのようにして生かして行くかというようなことについてもお互い話し合いながら進めて行ければというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

これで質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で栗田美和議員の質問を終了しました。

これで、全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日 10 日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日 10 日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 16 時 34 分